

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第一項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施することについて通知がありました。

令和五年三月十日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 測量の目的 基本測量（電子基準点測量）
- 二 測量の地域 奈良市、天理市、五條市、生駒市、宇陀市、宇陀郡御杖村、北葛城郡広陵町並びに吉野郡吉野町、天川村、十津川村、下北山村、上北山村及び川上村
- 三 測量の期間 令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで